

見学会当日、説明原稿（中高生議会見学会）

【基本情報】

人口：638,930人（8月1日現在）

議長：日色健人（第62代目議長、令和元年5月21日～）

市長：松戸 徹（平成29年6月19日～）2期目

小学校：54校、中学校：27校

議員：50人（男性：37 女性：13）

委員会（人数）：総務委員会（10人）、健康福祉委員会（10人）、市民環境経済委員会（10人）、建設委員会（10人）、文教委員会（10人）、広報委員会（13人）、予算決算委員会（49人）、議会運営委員会（13人）、総合計画に関する調査研究特別委員会（49人）

広報委員：つまがり俊明委員長、石川りょう副委員長、大沢ひろゆき委員、米原まさと委員、渡辺賢次委員、中村静雄委員、上田美穂委員、鈴木心一委員、桜井信明委員、宮崎なおき委員、いとう紀子委員、佐々木克敏委員、坂井洋介委員

広報紙：年4回発行（最新239号）（年間発行部数：約120万部）※改選時には臨時号を別途発行。

（市内全世帯へのポスティングによる配布のほか、市内主要駅20カ所、各出張所・連絡所・図書館・公民館、フェイス、市内銭湯、市内セブンイレブン）

委員長または副委員長の挨拶

委員の自己紹介

委員長または副委員長による説明

それではまず、こちらのスクリーンを使って、市議会の仕組みについて説明をしていきたいと思います。

【照明を落とす】

1 ページ目

早速ですが、皆さんは、日頃の生活の中で、もっとこうだったらみんなが住みやすくなるなど思ったことはありますか？

市議会には、皆さんの日頃の生活に関する願いを船橋市に伝える方法があります。

今日は、皆さんが船橋市にしてほしいなという思いがどのように市に伝わっていくか、その中で市議会の役割が何なのかということをお伝えしたいと思います。

2 ページ目

まずは市議会とは何でしょうか。

そして、市議会と市役所は、それぞれどのような役割を果たしているのでしょうか。

わかる人はいますか？

【軽いやりとり】

市長が代表となっている市役所は、執行機関と呼ばれ、さまざまな市民生活に関わる仕事を進めています。

これに対し、市議会は、議事機関と呼ばれています。市議会は議員によって組織された、市の意思を決定する機関で、市長と対等な立場にあります。市政を監視し、市の方針や施策の決定をしています。

つまり、市議会で決定したこと、これを議決と言いますが、市役所は、市議会の議決に基づいて、仕事を進めているのです。

3 ページ目

さて、船橋市を住みよいまちにするためには、市民が一丸となって、どうしたらよいか考えていかなければなりません。しかし、船橋市には63万人以上の人々が住んでいて、市民全員が集まって話し合うのはとても無理ですね。

そこで、市民の中から代表を選んで、かわりに話し合いをしてもらいます。それが私たち、市議会議員です。

それでは、市民の代表である市議会議員は、どのように選ばれるのか、わかる人はいますか？

【軽いやりとり】

そうですね。市民の代表としてふさわしいと思う人を、私たちは「選挙」で選んでいます。

議員は、大勢の市民の思いを背負い、船橋市をよりよくしていこうと一生懸命頑張っています。

船橋市議会では4年に一度、市議会議員選挙を行い、50人の議員が市民の代表として選ばれます。

選挙は今年（平成31年）の4月に行いました。

4 ページ目

では議会ではどんなことを話し合うのでしょうか。

基本的に、議会で話し合う議題は、市長が提案します。

1つ目は、条例についてです。既に学校で習った人もいると思いますが、簡単に説明すると、条例とは、法律の範囲内なら、市で独自に決められるルールのことです。

例えば、一昨年オープンした「ふなばし三番瀬環境学習館」について定められている「船橋市環境学習館条例」や、市内の中学校の設置を定めている「船橋市立中学校設置条例」、空き地に放置された雑草の除去について定められた「あき地に係る雑草の除去に関する条例」というものもあります。

また、条例は、市長だけではなく議員からも提案することができます。

2つ目は、予算についてです。市は1年間でどのくらいの収入が得られるのか。その収入を、どの行政サービスに、どれだけ費用を振り分けていくのか。市長が提案したお金の使い方について、これでよいのかどうかを話し合います。

ところで、令和元年度の市の予算はいくらを見込んでいるのか、知っている人はいますか。

答えは、2121億6千万円です。これは一般会計予算という、市の運営の基本的な経費を賄うためのお金です。この一般会計のほかに、特別会計という特定の事業の経費を賄うための予算や、企業会計という予算があります。これらを全て合わせると、3704億2172万円という金額になります。

議会は、これらについて話し合い、市長から、または議員から出た提案でよいのかどうかを決めています。

そして、議会がその提案に賛成して初めて、市長はその提案を実行することができます。

つまり議会は、市の政策を決定しつつ、市を監視し、評価する機能も持っているのです。

5 ページ目

それでは、市長の提案がどのように議会で話し合われているのか、見てみましょう。

①まず、市長が市議会に、話し合ってもらいたいことを提案して説明をします。

この話し合ってもらいたい案件のことを「議案」といいます。

その議案が条例だった場合は「条例案」、予算だった場合は「予算案」と呼びます。

②さて、今市長が説明した議案について、議員は、本当に実行していいかどうか判断しなければいけません。議案の内容を知るために、疑問に思ったところを質問をします。

これを「議案質疑」といいます。

では、議員がどのように質問をしているか、映像で見てみましょう。

【映像】

※映像途中で……(映像がとまったら)

質問には、担当の仕事をしている職員が市長に代わって質問に答えます。

③次に、さらに詳しく話し合いたいときは、大人数で会議をするのは大変なので、議員が10人ごとに分かれて、より専門的な会議を行います。

この会議を「委員会」といいます。

船橋市議会では、市の仕事を「総務」、「健康福祉」、「市民環境経済」、「建設」、「文教」という5つ分野に分けて、5つの委員会を作っています。

そして、市長が提出した議案をどこの委員会が担当するのか、内容によって議案を割り振っています。議案を委員会に割り振ることを「付託する」といいます。

付託された議案について、10人の委員がしっかり話し合い、委員会として、この議案に賛成するか反対するかを決めます。

では、委員会はどんなふうに行われて、どのように賛成・反対を決めるのでしょうか。

映像で見てみましょう。

【映像】

このように、手を挙げて賛成を発表します。

手を挙げた人が多ければ、委員会として賛成となります。

④結果がでたら、議員全員の前で、委員会でどのように賛成・反対が決まったのかを報告します。

その報告を聞いて、全議員がそれぞれ賛成するか・反対するかを決めます。

これを「採決」といいます。

さて、議員はここで賛成か反対をどのように発表するのでしょうか。

わかる人はいますか？

【軽いやりとり】

では、正解はどうでしょうか、映像を見てみましょう。

【映像】

賛成する人は起立して、「賛成する」意思を伝えることがわかりましたね。

⑤起立した人が過半数に達していれば、議会として賛成したこと——つまり、市長が提案した議案が可決されたことになり、市長は議案を実行することができます。

このように、議会の慎重な話し合いを経て、市の政策が実行されています。

6 ページ目

さて、先ほど、議会で話し合うことがいくつかありましたね。

市長の提案として、条例や予算というものがありました。

実はこの他にもうひとつ、「住民の願い」も、議会で話し合われています。

7 ページ目

では、太郎くんの願いが届くまで、というテーマで、どのように太郎くんの願いが市に届くのか見てみましょう。

ある日、太郎くんは犬を飼いました。

早速太郎くんは公園で一緒に遊びたいと思いました。

ですが、近くに公園がありません。

太郎くんは、近くに公園があったらいいのになと思いました。

8 ページ目

そこで、太郎くんは「公園を作ってください」という市へのお願いを、決められたルールで文章に書いて、市議会に出しました。

このように、市にやってほしい願いを文章にして提出することを、請願または陳情といいます。

請願や陳情は、決められたルールで書けば、誰でも出すことができます。

9 ページ目

ここで、請願と陳情について説明しましょう。

皆さんは、今までに「請願」や「陳情」という言葉を耳にしたことがありますか？

公民の授業で習った人もいれば、もしかしたら国語の授業で耳にした人もいるかもしれませんね。

請願・陳情は、どちらも文書により要望を市議会などに申し出ることをいいます。

では、何が違うのでしょうか。

請願は、憲法第16条で請願権として認められているもので、国や地方公共団体の諸機関に対し、その職務権限に属する事項について要望ができるという、国民の権利です。

また、請願の提出には議員の紹介が必要となります。議員の紹介とは、請願の内容に賛意を示し、住民から議会に橋渡しをする議員のことをいいます。

一方、陳情は、憲法には保障されておらず、手続や形式も法律に定められていません。議員の紹介は必要ありませんが、提出後の取り扱いは各議会に任されており、船橋市議会では、陳情も請願と同様に取扱い、基本的に委員会に付託し、審査をしています。

10 ページ目

さて、請願や陳情として提出された太郎くんの願いは、正式に議会で話し合われることになりました。より専門的に話し合うため、10人の議員が集まって、詳しく話し合いをします。この会議を委員会といたしましたね。

11 ページ目

そして、委員会は太郎くんの願いに賛成なのか反対なのかを決めます。

「○」の方が多そうですね。議会では、多数決で賛成・反対を決定します。過半数が賛成なら「賛成多数」といいます。

このあと、委員会での結果が議員全員に報告されます。

12 ページ目

それから、委員会の結果をもとに、今度は議員全員で太郎くんの願いに賛成か反対かを決めます。

「○」の方が多そうですね。

ここでも委員会と同様に、多数決で結果が決まりますので、市議会として賛成となります。

議会もこれに賛同しますという意味決定のことを「採択」といいます。

太郎くんの願いを「採択」し、市議会の願いとして、正式に市長にお願いをすることになりました。

13 ページ目

さて、太郎くんの願いは市長には届きましたが、まだ公園はできていません。実際に公園を作ることにするかどうかは、市長がいろいろと考えて決めます。

公園を作るための予算は大丈夫か、他のいろいろな計画との優先順位はどうか、などを考えます。

計画を進めることに問題なければ、市長は計画を始めることを決めます。計画のスタートは、そのときの状況によって、ずっと後になることもあります。

14 ページ目

そして市長の考えによって、市役所では公園を作る計画がスタートしました。

このように、どんな公園をどこにするかなどを詳しく計画します。

老若男女、さまざまな住民が楽しめる公園にするために、いろいろなことを考えないといけません。

15 ページ目

さまざまな検討を重ねて、ようやく公園を作る計画がまとまりました。

公園を作るには、工事に大きな予算が必要なため、この計画を進めてよいか、市議会で話し合ってもらうこととなります。

①まず、市長がこの計画を説明します。

この話し合っしてほしい案件のことを「議案」といいましたね。

②計画の説明を聞いた議員たちは、疑問に思うことなどを質問します。

これを「議案質疑」といいましたね。

③そのあと、この計画を委員会で詳しく話し合い、計画におかしいところはないかなどを確認し、委員会で賛成・反対を決めます。

④そして、委員会での結果をもとにして、全議員がこの公園の計画について、賛成か反対を決めます。

これを「採決」といいましたね。

「〇」が多いので、市議会として賛成することになりました。

市議会として議案に賛成することを「可決」といいましたね。

公園をつくる計画の「議案」が「可決」されたので、市長は公園を作る工事を始めることができます。

16 ページ目

そして、ついに公園ができました。

こうして、太郎くんの願いが実現し、犬と一緒に遊べるようになりました。

太郎くんの願いのように、住民の思いは、市議会ですっきりと話し合われ、市に届きます。
日頃の生活の中で、皆さんが困っていることや願いを、市議会に出してみてもいいのではないでしょうか。

17 ページ目

以上で、説明を終わります。

疑問に思ったことがあったら、見学会の最後に、議員との意見交換会がありますので、ぜひ質問していただきたいと思います。